

育児休業手当金についてお知らせします

育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて休業する際に、育児を理由にする離職を防ぐことを目的として、育児休業期間中の経済的援助を行うために支給される給付です。

詳細は「福利厚生ハンドブック(令和7年度保存版)」P12「4 育児休業中(無給)に受けられる給付」をご確認ください。

支給要件

組合員が育児休業を取得した場合に支給されます。雇用保険法の規定による育児休業等給付を受けることができる場合は対象外です。

支給期間

原則として「子の1歳の誕生日の前日」まで*支給されます。

※特別な事情に該当する方は、最長子の2歳の誕生日の前日まで給付を受けることができますが、「保育所入所」に関する手続きについては注意が必要です。

パパ・ママ
育休プラス



父母共に育児休業を取得する場合は、
支給期間が1年を超えない範囲*で、
子が**1歳2か月を迎える日の前日**まで延長して
育児休業手当金を請求できます。

※母が組合員の場合は、出産日および産後休暇期間、育児休業手当金支給期間を合わせて1年であるため、本制度に当てはまるケースは稀です。



支給額

給付は月単位で行います。休業実績を確認した上で、原則として休業月の翌月24日(土日祝と重なる場合は直後の平日)に支給します。

各月の 給付額	=	標準報酬月額	×	給付率	×	支給日数
		標準報酬月額の $\frac{1}{22}$ (10円未満四捨五入)		67% (180日目まで) または 50% (181日目以降)		土・日を 除いた日数*

※年末年始や祝日であっても土日以外は支給日数に含まれます。

請求方法

手当金は請求に基づき支給されます。支給要件に該当する方は、所属所を通して「育児休業手当金・育児休業支援手当金請求書」[用紙No.育休1]をご提出ください。こちらの請求書により、**育児休業支援手当金***についても同時に請求することができます。また、**請求内容や育児休業の承認期間が変更された場合は「育児休業手当金・育児休業支援手当金変更請求書」**[用紙No.育休1]のご提出をお願いします。

※育児休業支援手当金

令和7年4月1日以降、育児休業に係る子の出生後(女性は産後休業後)から56日以内に、組合員とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得する場合に、組合員の休業期間について、28日間を限度に標準報酬月額13%(上限あり)を支給します。

▶ 詳細は、「福利厚生ハンドブック(令和7年度保存版)」P14をご覧ください。

育児休業手当金の延長給付について

当該子の1歳の誕生日(パパ・ママ育休プラス該当者は育児休業手当金の支給終了日の翌日)において、速やかな職場復帰を図るために保育所への入所を希望し、申込みを行っているが入所できないなどの**特別な事情に該当する場合**には、育児休業手当金を最長で子の2歳の誕生日の前日まで請求することができます。



延長給付を請求される際の注意事項

令和7年4月1日より「育児休業手当金」の延長給付請求時の要件が見直されました。請求される際には、以下の注意事項や「福利厚生ハンドブック(令和7年度保存版)」P13の記載内容をよくご確認の上、手続きしてください。

■ 子の1歳の誕生日以降の期間について復職を希望している方が対象

延長給付は子の1歳の誕生日(パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日の翌日)以降の期間について、**復職を希望している方が、特別な事情により復職できないとき**に対象となります。**支給対象となるかについては、提出された請求書(1歳時および1歳6か月時)および添付書類により審査を行い、総合的に判断いたします。**

■ 特別な事情 ※詳細は「福利厚生ハンドブック(令和7年度保存版)」P12でご確認ください。

① 子の1歳の誕生日(パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日の翌日)以降の期間について、保育所への入所を希望していたが、入所できなかったとき。

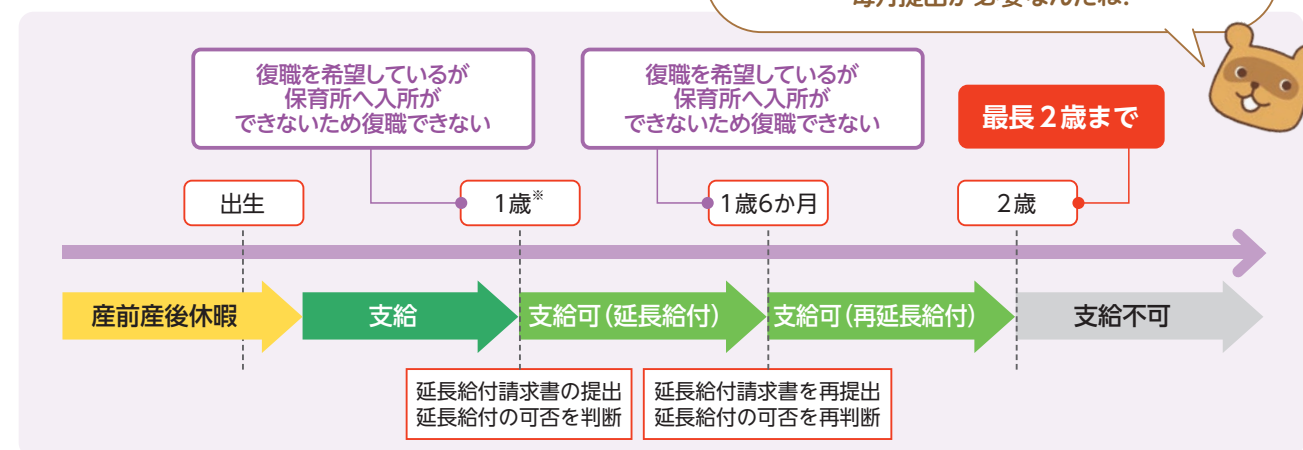
ただし、**速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると共済組合が認める場合に限り**ます。

② 子の1歳の誕生日(パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日の翌日)以降の期間について、子の養育を行う予定であった配偶者が、所定の事由により養育を行うことができなくなったとき。

■ 所属所への事前相談・自治体への保育所入所手続が必要

延長給付の請求に当たっては、**事前に復職の時期や育児休業期間の取扱い等について所属所と十分に相談してください。**また、上記「特別な事情」①により延長給付を請求する場合、**あらかじめ自治体に保育所入所申込みを行い、請求期間中は常に入所保留状態である必要があります。**支給要件を満たしていないことが判明した場合には、一旦支給が行われた場合でも返還していただくことになりますので、十分ご注意ください。

特別な事情①による延長給付のイメージ



※ パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日の翌日

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827